

2022年度博報堂教育財団 教職育成奨学金・奨学生推薦依頼大学
 ご推薦頂きたい学生の志望校種（2/2）

大学名		ご推薦頂きたい学生の志望校種
36	東北福祉大学	特別支援学校教員 を志望する学生
37	宮城教育大学	
38	筑波大学	
39	群馬大学	
40	東京学芸大学	
41	淑徳大学	
42	愛知教育大学	
43	岐阜大学	
44	奈良教育大学	
45	大阪大谷大学	
46	広島大学	
47	福岡教育大学	
48	宇都宮大学	
49	早稲田大学	中学・高等学校 国語科教員 を志望する学生
50	慶應義塾大学	
51	日本大学	
52	明治大学	
53	愛知淑徳大学	
54	都留文科大学	
55	愛媛大学	
56	立命館大学	
57	同志社大学	
58	長崎大学	
59	東洋大学	

<計59校>

2022年度 教職育成奨学金 奨学生募集要項

1. 博報堂教育財団について

公益財団法人博報堂教育財団（以降、当財団）は、1970年の設立以来、児童教育・国語教育の支援や、海外における日本語及び日本文化の普及などを目指して以下の活動を行っている公益財団法人です。

当財団の主な活動

① 博報賞

博報賞は、児童教育現場の活性化と支援を目的として、財団創立とともにつくられました。教育現場で尽力されている学校・団体・教育実践者の草の根的な活動と貢献を顕彰しています。

② 児童教育実践についての研究助成

「ことばの力」を育む研究と児童教育実践の質の向上を目的に、大学、研究機関および教育実践に関わる方を対象にすぐれた研究を助成しています。

③ 日本研究フェローシップ

世界における日本理解の促進と研究基盤を構築・進展を目的に、海外で、日本語・日本語教育研究および日本文学・日本文化研究をしている上級研究者に長期間の招聘研機会を提供しています。

④ 日本語交流プログラム

日本の中学生が、同世代の様々な国の学生と、日本語を通じた交流を通し、国際人として成長することを目的に、異文化共生への気づきの場を提供しています。

⑤ 社会啓発事業

第一回目は「お気に入りの一冊をあなたへ」作文コンクールを開催。子どもたちの読書機会を拡大し、思いを伝えるための考える力や表現力をはぐくむことを目的としています。

⑥ 日本語教育プログラム

海外の子どもたちの日本語教育支援を目的とし、重点地域を設定、現地日本語教員の日本における研修、日本語教育及び教員育成にあたる大学・大学院への寄附、日本語教育及び日本文化エンターテインメントの普及に貢献・功労のあった個人又は団体への顕彰を行います。

⑦ 調査研究事業

児童教育の進化に貢献することを目的に、子どもたちの成長・可能性をポジティブに、こどもたちを「まるごと」捉えた独自の調査・研究・実践を行っています。

2. 教職育成奨学金制度の趣旨

未来をつくるのは子どもたちであり、教育は国の礎です。子どもたちの教育に携わる教員は、まさに子どもたちを通じて「未来の社会づくり」に貢献し、重要な役割を担う存在であると考えています。いま、教育現場は様々な難しい課題に直面しています。一方で、グローバル化、AI・IoT等のテクノロジーの進展、少子高齢化等により、産業構造・社会構造が大きく変わり、教育及び教員に求められるものも大きく変化しつつあります。

当財団は、このような時代だからこそ、熱意を持って教育現場を目指そうとする大学生・大学院生を支援することが大変に重要であると考えています。当奨学金制度では、奨学金による経済的な支援はもちろんのこと、これまでの当財団の活動と連携した教員育成のためのプログラムの提供、海外短期留学支援等、多面的に熱意ある学生の支援を行いたいと考えています。

貴学におかれましては、次代を担う教員になる「強い意志と覚悟」を持つ優秀な学生を推薦いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

3. 教職育成奨学金制度の概要

1) 応募資格要件

- ① 当財団が指定する「推薦依頼大学」の学部在籍学生。
※各大学の事情や考え方により応募に適する年次が異なるため、応募の年次は各大学の希望に基づき、財団との協議により決定する。
- ② 小学校教員、特別支援学校教員、中学・高等学校国語科教員のいずれかをを目指す者。
- ③ 当財団の提供する評価基準(別紙「奨学生人材像における評価基準」)に基づき、大学が学内選考の上、当財団の欲する人材像に相応しいと推薦する者。

※2022年度は全国の59大学から100名程度の大学生を当奨学金制度の奨学生として選考予定。

2) 奨学金給付内容

① 奨学金給付額

- a. 授業料相当額・・・国立大学生：年額 60万円(月額 5万円)
私立大学生：年額120万円(月額10万円)
大学院生：年額60万円(月額 5万円)
※大学院＝大学院(修士課程)・教職大学院
※大学院枠は、国立・私立ともに同額

- b. 自宅外生への特別支援費・・・年額 60万円(月額 5万円)
※自宅外生の認定は、「自宅外通学申立書」の提出に基づき当財団が決定します。
自宅外生の基準は、自宅から大学・大学院までの通学時間が公共交通機関を利用して片道2時間以上要する等の理由で、自宅外に住居を有償で借り受け居住し、通学を行う者として。

② 奨学期間

- 原則として、奨学生となった年度の4月から学部卒業までの最短期間。
※留学、家庭の事情、健康上の理由等がある場合は、給付期間を調整する場合があります。
※別途定める奨学金休止・停止・廃止規定等により、期間の途中で休止・停止・廃止することもあります。
- ※学部で奨学生であった学生が、以下の条件において大学院(修士課程)・教職大学院への進学を希望する場合は、学生本人からの申請に基づく当財団の審査と進学先の大学院(修士課程)・教職大学院との調整により、進学後の給付継続の可否を決定の上、給付期間を延長することがあります。
- ア. 奨学生の進学先が学部と同じ大学の大学院(修士課程)・教職大学院である。もしくは他の「推薦依頼大学」の大学院(修士課程)・教職大学院であること。
 - イ. 進学の目的が小学校教員、特別支援学校教員、中学・高等学校国語科教員のいずれかをを目指すためのものであること。
- ※大学院進学者の給付期間は、大学院(修士課程)、教職大学院卒業までの最短期間とします。

③ 他の奨学金制度等との併給の可否

原則として他の給付型奨学金との併給は認めません。
(貸与型奨学金はこの限りではありません。)

④ 奨学金の給付を伴わない授業料免除制度との併用

奨学金の給付を伴わない、大学・大学院が行う授業料免除制度との併用をする場合は、免除される授業料の割合に応じて奨学金給付額を減額して給付する。

※授業料全額免除の場合は、奨学金の授業料相当分は支給せず、別途、学業支援金として年額20万円を支給します。

※授業料一部免除の場合は、免除率を1から減じた比率を奨学金の授業料相当分に乘じた金額と学業支援金(年額20万円)を比較し、高いほうの金額を支給します。

例1) 国立大学で授業料が、80%の免除を受けている場合

奨学金授業料相当分60万円×(1-0.8) = 12万円
→20万円を支給

例2) 国立大学の授業料が、50%の免除を受けている場合

奨学金授業料相当分60万円×(1-0.5) = 30万円
→30万円を支給

⑤ 国の「高等教育の就学支援新制度」との併給可否の考え方

・国の「高等教育の修学支援新制度」は、「授業料免除制度」と「給付型奨学金」の二階建てとなっています。

・当財団の教職育成奨学金の給付にあたっては、他の「給付型奨学金」との併給は認めていないため、奨学生が国の「高等教育の修学支援新制度」を利用する場合は以下の通りとなります。

・「授業料免除制度」のみを利用する場合は併給を認めます。

(ただし、授業料免除割合に応じて奨学金給付額を調整)

・「給付型奨学金」部分も利用する場合は、当財団の奨学金の併給は不可とします。

4. 奨学生の募集・選考・採用〔大学の場合〕

1) 奨学生の募集・選考・採用の手順

- ① 当奨学金制度への応募は、必ず「推薦依頼大学」を通じて行うこととします。
※学生本人からの直接応募や問い合わせは受け付けません。
- ② 「推薦依頼大学」は、前述の応募資格要件に合う在籍学生の中から、当財団が提供する評価基準(別紙「奨学生人材像における評価基準」)を参考に、学内にて学生を選考し、「第1推薦枠1名」「第2推薦枠1名」を候補として、当財団事務局に申請いただきます。
※第1推薦枠については、当財団の選考委員会による協議に基づき、大学毎に推薦いただきたい学生の志望校種(小学校教員志望、特別支援学校教員志望、中学・高等学校国語科教員志望)を指定させていただきます。
- ③ 「第1推薦枠1名」については、面接の上、奨学金給付対象者を決定します。
- ④ 「第2推薦枠1名」については、すべての「推薦依頼大学」の第2推薦枠学生の中から、書類選考及び面接を行い、奨学金給付対象者を決定します。
- ⑤ 上記、奨学金給付対象者は、最終的に当財団の理事長による決定の上で、大学を通じて本人に通知します。

	第1推薦枠	第2推薦枠
学生の志望校種	当財団が指定する校種の 教員志望者の学生	小学校、特別支援学校、 中学・高等学校国語科 教員志望のうち、いずれかの 校種の教員志望の学生
学生の選考プロセス	(大学内での選考) ↓ <面接> ↓ 奨学金給付対象者に採用	(大学内での選考) ↓ <書類選考> <選考委員会による面接> ↓ 選出・決定し、 奨学金給付対象者に採用

2) 申請の際に必要な書類

「奨学生候補者」は、第1推薦枠、第2推薦枠それぞれの対象者の申請の際に、次に掲げる書類①～⑧（②③④⑥は本人、①⑤⑦は大学が記入）を当財団事務局に提出いただきます。

- ①奨学生候補者申請書（様式1）
- ②奨学生願書（各対象者／様式2）
- ③口座情報登録申請書（各対象者／様式3）
※ゆうちょ銀行もしくは他行の口座情報のどちらかを記入ください。
- ④個人情報取り扱いに関する同意書（各対象者／様式4 学生用）
- ⑤個人情報取り扱いに関する同意書（各対象者／様式5 大学用）
- ⑥課題文（テーマ、字数、書式は書類に記載されています）（各対象者／様式6）
- ⑦推薦書（本人の在学する大学学長または学部長の推薦書）（各対象者／様式7）
- ⑧成績証明書（1年次の学生は高校、2年次以上の学生は大学の成績証明書）
(各対象者)

※念のため、候補者がいない場合も①に必要な事項を記載の上必ずご返送ください。

3) 提出方法

- ① 受付期間：2022年6月3日（金）
※ 6月3日（金）当日消印有効
- ② 提出方法：書類を角2封筒（240mm×332mm）に入れ、
「簡易書留」郵便にて下記まで送付してください。
- ③ 書類送付先：（公財）博報堂教育財団 教職育成奨学金 事務局
〒115-8691日本郵便株式会社 赤羽郵便局 私書箱48号
※当財団に提出された書類は、原則として返却しません。

4) 関連するスケジュール（予定）

- 6月3日（金）申請受付締切
- 7月9日（土）第1推薦枠・東日本（東京会場）面接選考
- 7月10日（日）第2推薦枠・東日本（東京会場）面接選考
- 7月16日（土）第1推薦枠・西日本（大阪会場）面接選考
- 7月17日（日）第2推薦枠・西日本（大阪会場）面接選考
- 7月末頃 2022年度奨学生決定
- 8月下旬～9月初旬 新入奨学生オリエンテーション・研修（東京にて1泊2日）

※なお「新入奨学生歓迎オリエンテーション・研修」の実施につきまして、新型コロナウイルス感染拡大等により、動画オリエン資料の送付とオンライン研修の実施になる場合があります。

5. 奨学金の給付の方法

1) 給付の方法

- ① 奨学金の給付は、事前にご提出いただいた、本人名義の銀行口座に振り込む方法によります。
- ② 奨学金支給のタイミングは以下のとおりです。なお、給付の2ヶ月前に当財団事務局から大学に本人の在籍確認を実施させていただきます。

2) 初年度

- 10月上旬・・・ 授業料相当額 月額×9ヶ月分
(4月～12月分) 自宅外生特別支援費 月額×9ヶ月分 (自宅外生のみ)
- 1月上旬・・・ 授業料相当額 月額×3ヶ月分
(1月～3月分) 自宅外生特別支援費 月額×3ヶ月分 (自宅外生のみ)

3) 翌年度以降

- 5月末・・・ 授業料相当額 月額×3ヶ月分
(4月～6月分) 自宅外生特別支援費 月額×3ヶ月分 (自宅外生のみ)
- 7月上旬・・・ 授業料相当額 月額×3ヶ月分
(7月～9月分) 自宅外生特別支援費 月額×3ヶ月分 (自宅外生のみ)
- 10月上旬・・・ 授業料相当額 月額×3ヶ月分
(10月～12月分) 自宅外生特別支援費 月額×3ヶ月分 (自宅外生のみ)
- 1月上旬・・・ 授業料相当額 月額×3ヶ月分
(1月～3月分) 自宅外生特別支援費 月額×3ヶ月分 (自宅外生のみ)

6. 奨学金給付開始時の誓約

奨学金給付開始時には、以下について本人及び保証人に誓約していただきます。

- ① 教員になる強い意志を持ち努力を継続すること、大学在学中に、以下のいずれかの教職課程を修了し、教員免許状を取得すること。
 - ア. 小学校教員
 - イ. 中学校及び高等学校の国語科の教員
 - ウ. 特別支援学校教員
- ② 次年度の奨学金給付のために、毎年度末に成績証明書及び当財団の指定する報告書を在籍する大学を通じて当財団に提出すること。
- ③ 現在または将来のいつの時点においても、暴力団等の反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある者と一切の繋がりをもたないこと。教職を目指す者としての責任を自覚し、高い倫理観を持ち良識ある態度と行動を常に心がけること。
- ④ 奨学金用の銀行口座及び給付された奨学金を、自らの責任の下で管理し、給付された奨学金は学業に専念することを目的に、授業料・教材料等の学業及び必要とされる住居費や生活費のみに適切に使い、他に流用しないこと。
- ⑤ 休学・復学・転学・留年・退学・停学（その他処分）、氏名・住所の変更、留学のいずれかが発生した場合には、直ちに当財団に届け出ること。

- ⑥ 当財団が定めた書類等の提出を求められた場合は遅滞なく提出すること。
- ⑦ 当財団の主催するオリエンテーション・交流会・研修会等に参加すること。
- ⑧ 奨学期間中および期間終了後も、当財団からのアンケート調査等に協力すること。
- ⑨ 奨学金給付額に関わる事項（授業料免除制度との併用、自宅外通学等）については、常に正しい情報を申告し、いずれも変更が生じた場合には、直ちに当財団に届け出ること。

7. 奨学金給付の継続、休止、停止、廃止及び復活等

当奨学金制度の給付期間中の学生には、毎年度、奨学金給付継続審査を行った上で、給付の継続を決定します。継続審査にあたっては、大学側で以下の手続きをお願いします。

- ① 対象となる奨学生の成績証明書及び報告書（様式は当財団から提供）を取りまとめ、別途定める指定期日までに当財団に提出。
- ② 対象となる奨学生に個別の面談を行い、「教員になる意志」「教員になるためにどのような努力を行っているか」を確認の上、当財団に奨学金給付継続願い（様式は当財団から提供）を提出。

また年度の途中であっても、奨学金継続にそぐわないと思われる場合は給付の休止・停止・廃止を行います。

1) 奨学金給付の休止・停止・廃止

- ① 提出書類及び届出事項を提出しない場合及びこれらに虚偽があった場合や、誓約事項への違約があった場合。
- ② 大学の学籍を失った場合。
- ③ 疾病のため成業の見込みがなくなったとき。
- ④ 休学、または長期にわたって欠席した場合。
- ⑤ 学業または性格行状などの状況に問題が生じた場合。
- ⑥ 教員になる意志がないと判断された場合。（教員免許状を取得するために必要な単位・実習等を履修しない、もしくは単位取得ができなかった場合等）
- ⑦ 給付された奨学金の目的外への流用や奨学生本人以外の者による奨学金口座及び奨学金の管理または使用が認められた場合。
- ⑧ その他、奨学金の給付目的・趣旨または社会的相当性の観点から、奨学金の給付を不相当と認めた場合。

2) 奨学金給付の復活

奨学金の支給を休止または停止された者が、大学を通じその復活を願い出たときは、奨学金の支給を復活することがあります。

3) 奨学金給付の辞退について

当財団の奨学金を受給している奨学生が、他の奨学金制度の受給に変更する等の場合、大学の奨学金担当者を經由して、当財団の奨学金給付を辞退することができます。ただし、奨学金事務局が辞退届を受理した場合は、いかなる事由によっても、奨学金給付の復活は認められません。

8. 海外短期留学支援制度

将来、優れた教員になるための経験として役立つと思われる海外短期留学や海外研修等については、奨学生の申請と大学・大学院からの推薦により、事前申請・事後報告で下記を支給します。ただし観光を主目的とする活動は除きます。

- ① 渡航費（アジア地域 5 万円・その他地域 10 万円／一律）
- ② 留学・活動費（5 万円／月）

- A) 累計 100 万円までを上限に、奨学期間中回数制限を設けずに申請できます。
- B) 海外短期留学支援の申請は、必ず大学・大学院を通じて行うこととします。
- C) 留学費用を全額、大学・大学院や他の団体から支援を受けている場合は支給しません。
- D) 留学費用の一部支援を受けている場合は、留学にかかる費用から大学や他の団体から支援を受ける金額を差し引いた金額を支給します。ただし、大学や他の団体から支援を受けない場合に本来当財団から支給される金額を上限とします。

例) アメリカに2ヶ月短期留学する場合

1. 大学や他の団体から支援を受けない場合の支給額
→渡航費10万 + 活動費10万 = 20万円を支給
2. 留学に掛かる費用を全額、大学や他の団体からの支援で賄える場合
→当財団からの支給なし
3. 留学に掛かる費用が30万で、大学や他の団体から15万の支給を受けている場合
→30万 - 15万 = 15万円を支給
4. 留学に掛かる費用が30万で、大学や他の団体から5万の支給を受けている場合
→30万 - 5万 = 25万円のうち、20万円を上限に支給

9. 財団主催の活動への参加について

当財団では奨学生に対して、優れた教育指導者の育成及び奨学生・卒業生の交流の促進を目的として、研修や交流会等の様々な活動を提供しています。

全奨学生を対象にしている活動については、原則、奨学生はやむを得ない事由がある場合を除き参加することとし、やむを得ない事由により欠席もしくは一部欠席をする場合は、指定の届け出方法、もしくは所定の欠席届に事由を記載の上、大学の奨学金担当者を経由して当財団の奨学金事務局まで提出してください。

<欠席に際して欠席届の提出が必要な活動>

- ・新入奨学生オリエンテーション（新入奨学生のみ）
- ・奨学生近況報告会
- ・春の研修 等

<2022年度奨学生募集についての問合せ先>

公益財団法人 博報堂教育財団

教職育成奨学金 事務局

TEL: 0120-914-328

メール: hakuho-f-jimu@ddcontact.jp

※学生から直接の問合せは受けません、必ず大学を通して問合せをお願いします。

奨学生願書

公益財団法人 博報堂教育財団 御中

貴財団奨学生にご採用くださいますようお願いいたします。

フリガナ			性別	生年月日	
氏名			男 女	西暦 年 月 日	
フリガナ					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 写真を貼る位置 1. 縦 36~40 mm 横 24~30 mm 2. 本人単身胸から上 3. 裏面にのりづけ 4. 裏面に氏名記入 5. 6か月以内に撮影 </div>
本人現住所	〒 — TEL. — —				
	携帯電話番号				
フリガナ					
保証人住所	〒 — TEL. — —				
	氏名		続柄		
在籍大学	大学名・学部・学科・課程・専攻・年次を記載ください。 <hr/> 入学 西暦 年 月 ~ 卒業見込 年 月（最短年限）				
在籍大学最寄り駅					
在籍キャンパス					
志望校種	※どれか一つ、該当するものに○を付けてください。 1. 小学校教員 2. 特別支援学校教員 3. 中学・高等学校国語科教員				
大学院の進学希望	※どれか一つ、該当するものに○を付けてください。 1. 学部修了後に直接進学希望 2. 教員の実務経験を経て進学希望 3. 希望なし				

2022 年度 博報堂教育財団 教職育成奨学金 (様式 2)

当 財 団 記 入 欄			
選考決定 年 月 日	決定通知 年 月 日	給付終了 年 月 日	

口座情報登録申請書

ゆうちょ銀行もしくは他行の口座情報を記入ください。

面接時の交通費支給、採用後の奨学金給付等に使用させていただきます。

ご利用できない金融機関が一部ございますので、口座情報登録申請書の次頁を参照ください。

口座の登録に関しまして、

- ・奨学金給付口座（下記に記入）
- ・口座情報がわかる通帳表紙裏面のコピー

2点をご提出いただきますようお願いいたします。

なお応募頂いた奨学生が不採用となった場合は、機密情報は破棄いたします。

※口座情報は学生ご自身の情報を記入ください。

■奨学金給付口座 ゆうちょ銀行の場合

金融機関	ゆうちょ銀行 (金融機関コード9900)	支店名	(支店番号)						支店
預金種目	※普通のみ	口座番号							
(フリガナ)									
口座名義人									

■口座情報のわかる通帳表紙裏面のコピー

通帳表紙裏面にある、カナ氏名と口座番号がわかるようにコピーをお願いいたします。

コピーは本紙と併せてご提出ください。

大学名：

氏名：

■奨学金給付口座 他行の場合

金融機関		支店名					
預金種目		口座番号					
※普通のみ							
口座名義人		金融機関コード			支店コード		
カタカナ							
漢字など		様					

■口座情報のわかる通帳表紙裏面のコピー

通帳表紙裏面にある、カナ氏名と口座番号がわかるようにコピーをお願いいたします。
コピーは本紙と併せてご提出ください。

大学名：

氏名：

■ご利用できない金融機関

業態	銀行コード	銀行名
信託	297	日本マスタートラスト信託銀行
	304	野村信託銀行
	307	オリックス銀行
	324	日本トラスティ・サービス信託銀行
	325	資産管理サービス信託銀行
外国 銀行	402	ジェイ・ピー・モルガン
	403	アメリカ銀行
	411	香港上海銀行
	430	ドイツ銀行
	439	ユービーエス・エイ・ジー
	472	S B J 銀行
その他	41	大和ネクスト銀行
	2213	整理回収機構
信用 組合	2211	文化産業信用組合
	2049	岩手県医師信用組合
	2151	群馬県医師信用組合
	2162	埼玉県医師信用組合
	2332	静岡県医師信用組合
	2402	富山県医師信用組合
	2417	石川県医師信用組合
	2435	福井県医師信用組合
	2447	愛知県医師信用組合
	2473	岐阜県医師信用組合
	2634	和歌山県医師信用組合
	2751	福岡県庁信用組合
	2753	福岡県医師信用組合
	2802	佐賀県医師信用組合
	2821	長崎県医師信用組合
	2842	熊本県医師信用組合
2891	鹿児島県医師信用組合	

博報堂教育財団 教職育成奨学金制度に関する 個人情報の取り扱いについて

公益財団法人 博報堂教育財団

公益財団法人博報堂教育財団（以下、当財団と称す）は、当財団の奨学生募集への応募から、選考、採用および採用後の奨学金給付事務手続きや連絡通信など当奨学金制度運用に関する手続き全般において、個人情報のご提供をお願いしております。当財団における個人情報の取り扱いは、下記の通りとさせていただきますので、本書の内容を予めご同意いただいた上で、ご提供いただきますようお願い申し上げます。

1. 個人情報の取得

当奨学金制度の奨学生に応募する学生は、奨学生の採用選考及びその後の奨学金制度運用全般に関し、必要な個人情報をご提供いただきます。

2. 個人情報の利用目的

当財団は、当該個人情報を奨学生選考及び奨学金制度運用全般に必要な範囲内で利用いたします。応募者の個人情報に関して奨学生として不採用の場合は当該選考業務終了後、奨学生として採用された場合は奨学金給付終了後に当財団にて適切な方法にて廃棄・削除いたします。

3. 個人情報の委託

当財団は、以下に該当する場合を除き、個人情報を委託することはいたしません。

- ・前記2の利用目的達成のために必要な範囲内で、当財団が信頼に足ると判断した協力会社に業務を委託することが必要な場合
- ・選考委員会の委員が奨学生を選考するために必要な個人情報を扱う場合
- ・法令に基づく場合

4. 個人情報の第三者への提供

奨学金制度運用における、交通・宿泊等の旅行手配に関して、旅行代理店や交通運営会社、宿泊施設、また当財団指定の活動に参加される学生を対象とした保険加入の為に保険会社に下記の個人情報を提供いたします。

1) 第三者に提供される個人情報の項目

- ・氏名（フリガナ）
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所
- ・電話番号または携帯電話番号
- ・大学名、学部、年次

2) 提供先

当財団が契約する旅行代理店、交通運営会社、宿泊施設、保険会社へ書面で提供いたします。

奨学生推薦書（大学作成）

公益財団法人 博報堂教育財団 御中

_____立 _____大学 _____学年 _____学部 _____学科 _____専攻 _____課程
推薦する学生 氏名：
学生の志望する校種：※どれか一つ、該当するものに○を付けてください。 1. 小学校教員 2. 特別支援学校教員 3. 中学・高等学校国語科教員
推薦理由
所見記載者（担当指導教員） 所属： 氏名：
上記の者は、学業、人物ともに優秀で、教員になる熱意があり、貴財団の求める奨学生人材像に相応しいと認められますので推薦します。 西暦 年 月 日 _____（大学名） 学長/学部長 _____ 職印

家 庭 調 査 書

申 請 者	所 属	_____学群 _____学類 _____年次																	
		_____課程					_____大学院					_____研究群 _____年次							
	学籍番号											性別	男・女	現住所	〒 _____ TEL (_____)				
	フリガナ													家族住所	〒 _____ TEL (_____)				
氏 名																			
家 族 及 び 所 得	就 学 者 を 除 く 家 族	続柄	氏 名	年齢	職 業	在職 期間	勤 務 先 名 称					給与所得の収入 金額 (税込)	給与所得以外の 所得金額						
		父				年						万円	万円						
		母					年						万円	万円					
		父または母 死亡・離別の場合 時期 (年 月) 理由 ()																	
		主たる家計支持者無職等の場合 時期 (年 月) 理由 ()																	
							年						万円	万円					
							年						万円	万円					
							年						万円	万円					
							年						万円	万円					
	別 居 者 に ○ 印	就 学 者	続柄	氏 名	年齢	学 校 名	設置者別	学校種別					通学別	控 除 額					
本人					筑波大学	国立	/					※自 宅 自 宅外	万円						
						※国公立 私 立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)					※自 宅 自 宅外	万円						
						※国公立 私 立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)					※自 宅 自 宅外	万円						
						※国公立 私 立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)					※自 宅 自 宅外	万円						
家 庭 の 特 殊 事 情	特別控除項目		控除有無		/														
	障害者がある世帯		※有・無		続柄 () 氏名 () 手帳番号 ()								万円						
	その他																		
本 人 の 状 況	家庭からの給付		月額 (千円)							認 定									
	アルバイト		月額 (千円) 内容 ()							総収入金額	① 万円								
	奨学金	受給中	月額 (千円) 団体名 ()							必要経費	② 万円								
		申請中	月額 (千円) 団体名 ()							特別控除額	③ 万円								
	その他の収入		月額 (千円) 内容 ()							総所得金額	④=①-②-③ 万円								
学 業 成 績	評 価	高等学校	5	4	3	2	1	平 均 値	収入基準額	世帯人数	人								
		大学 (院)	A	-	B	C	-			⑤	万円								
	修得単位数または科目数							家計充足率		⑥=④÷⑤×100									

(注) 1. 太線の枠内を記入し、※印は○で囲むこと。
 2. 「給与所得の収入金額」欄は、申請の前年1年間の収入金額を記入し、所得証明書、源泉徴収票(写)を添付すること。
 (父と母が給与所得者の場合は父と母両方添付すること。年金受給者の場合は年金振込通知書(写)。失業者は雇用保険受給資格者証(写)。
 3. 「給与所得以外の所得金額」欄は、申請の前年1年間の収入金額から必要経費を控除した金額を記入し、確定申告書(写)等を添付すること。
 (父と母が確定申告をしている場合は父と母両方添付すること。)
 4. 「家庭の特殊事情」欄について、障害者のいる世帯については障害者手帳(写)、その他については証明するものを添付すること。
 5. 「学業成績」欄については、1年次生(編入学生を含む。)にあつては出身学校の成績を記入(科目数で平均値を算出)し、成績証明書を添付すること。2年次以上の者にあつては、前年度までの成績(修得単位数で平均値を算出)を記入し、成績証明書を添付すること。